

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 箇条23 箇条24 箇条25 箇条26 箇条28	箇条22 構造（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線（第1部の規定による。） 箇条24 部品（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード（第1部の規定による。） 箇条26 外部導体接続端子（第1部の規定による。） 箇条28 ねじ及び接続（第1部の規定による。）	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.101	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 貯槽式の機器において、電解槽のカバーを開けたときに、水を電気分解する電極に直接接触することが可能な機器は、通常動作時に電解槽のカバーを開けたとき、全極遮断となり電気分解が停止する構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					貯槽式の機器において、通常動作時に機器を傾斜させたとき、全極遮断となり、電気分解が停止する構造でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.101	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.101 水道直結式の機器は、定格水量を機器本体に表示又は取扱説明書に記載しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.18 箇条23 23.3 箇条25	箇条22 構造 22.18 導電部その他の金属部で、腐食によって危険が生じるおそれがある部分は、通常使用状態の下で耐腐食性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				25.14 箇条31	25.14 電源コード付きの運転中に動かす機器又は可搬形機器で通常の使用状態で定置して用いないシースなしの平形コードをもつ機器は、コード引込部のところで過度の屈曲から十分保護した構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条31 耐腐食性（第1部の規定による。） さ（錆）びることによって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防せい（錆）対策を十分に施さなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 6 6.2	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.2 機器は、水の有害な侵入に対し、IPX1以上でなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 30 30.1	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.1 電極の保持部は、軟化することによって感電の危険が生じるおそれがある場合、十分な耐熱性をもたなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げ	■該当 □非該当		第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		る措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条22 22.101	箇条22 構造 22.101 貯槽式の機器において、電解槽のカバーを開けたときに、水を電気分解する電極に直接触れることが可能な機器は、通常動作時に電解槽のカバーを開けたとき、全極遮断となり電気分解が停止する構造でなければならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 13.101	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.101 機器の生成水の出口から離れた下方に金属はくを置き、生成水を連続的に流し、金属はくにその流水を当てたときの金属はくと電源の各極との間の漏えい電流の値は規定の値を超えてはならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.33	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.33 水に接触する電極部を絶縁変圧器又は保護インピーダンスによって充電部から分離する場合、次を適用する。 一 クラス 0 機器の場合、絶縁変圧器は、強化絶縁に対する耐電圧試験に耐えなければならない。その他の機器の場合、絶縁変圧器は、二重絶縁又は強化絶縁構造でなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ばならない。 － 保護インピーダンスを用いている機器は、該当する規定を満たさなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 箇条19 19.1 箇条30 30.2	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 箇条22 22.13	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.13 通常使用状態でハンドルをつかんだときに、通常使用時に短時間だけ保持するハンドルについての規定値を超える温度上昇部分が操作者の手に接触しないような構	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当 □非該当	箇条20 20.1 20.2 箇条22 22.14 箇条23 23.1 箇条25 25.9	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上 又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていな ければならない。（第1部の規定による。） 20.2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部 は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように 配置されているか、又は外郭で囲っていないかならな い。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.14 機器には、機器の機能上必要でない限り、通常使用 時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがあ る凹凸のある角又は鋭い角があつてはならない。（第1部 の規定による。） 箇条23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならず、かつ、とがっ た角があつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角 に接触してはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一	機械的危険源	電気用品には、通常起こり得る外部からの	■該当	箇条20	箇条20 安定性及び機械的危険	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条 第 2 項	による危害の防止	機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	□非該当	20.2	20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、着脱できない部分であつて、かつ、十分な機械的強度をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条21	箇条21 機械的強度	
				21.1	21.1 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.11	22.11 充電部への接触若しくは湿気、又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、確実な方法で取り付けるとともに、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条23	箇条23 内部配線	
				23.3	23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。）	
				箇条25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.22	25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外した場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.13 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32 32.1	箇条19 異常下における動作 19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条32 32.1 32.2	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。（第1部の規定による。） 32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。（第1部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.1	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		それがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		箇条22 22.40 22.49 22.50 22.51 22.62	に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。（第1部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。） 22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.13	箇条 19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 五 条 第 2 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの とする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13 箇条20 20.2 箇条22 22.10	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、 機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつ てはならない。（第1部の規定による。） 箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過電流保護装置が 何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き 起こす引き金となつてはならない。（第1部の規定によ る。） 箇条22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧 維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはな らない。（第1部の規定による。）	
第 十 五 条 第 3 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え るおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、 機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつ てはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電 系統や組み合わせる他の電気用品を考慮 し、異常な電流に対する安全装置が確実に 作動するよう安全装置の作動特性を設定す	■該当 □非該当	箇条10 10.2	箇条10 入力及び電流 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温 度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える 差があつてはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		るとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条19 19.1 19.11 箇条25 25.8	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.1 19.11.4 19.13	箇条19 異常下における動作 19.1 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.14 7.15	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 この規格で要求する表示は、容易に判読可能で、かつ、耐久性がなければならない。（第1部の規定による。） 7.15 規定の主な表示は、機器の主要部上に行わなければならない。（第1部の規定による。）	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-207:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				が妥当と考える。
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐該当 ☒非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。